

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年6月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2401447号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2500023号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月30日の標準賞与額を47万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年6月30日

A社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支払明細書及びA社の事業主の陳述により、請求者は同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（平成22年1月1日以降は、年金事務所）に

対し提出したか否か不明である旨陳述しているものの、事業主は、当該期間の賞与について、請求者に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年12月27日受付）し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。